

平成21年第3回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び散会 平成21年9月1日 午前10時17分 開会  
午前11時37分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番 赤井 佐太郎	3番 西井 覚
4番 藤井本 浩	5番 吉村 優子
6番 阿古 和彦	7番 川辺 順一
8番 川西 茂一	9番 寺田 惣一
10番 下村 正樹	11番 岡島 辰雄
12番 野志 昭	13番 西川 弥三郎
14番 南 要	15番 亀井 一二三
16番 高井 悦子	17番 白石 栄一
18番 石井 文司	

欠席議員 2番 朝岡 佐一郎

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥	副市長	杉岡 富美雄
教育長	大西 正親	総務部長	大武 勇吉
企画部長	森川 重裕	市民生活部長	安川 登
都市産業部長	石田 勝朗	保健福祉部長	花井 義明
教育部長	高木 久雄	水道局長	正田 貴一
消防長	中島 克比虎	会計管理者	森田 源千代

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	福井 良祝	書記	中嶋 卓也
書記	西川 雅大		

6. 会議録署名議員 5番 吉村 優子 11番 岡島 辰雄

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の最終報告について

- 日程第4 発議第3号 虚偽の陳述に対する告発について
- 日程第5 発議第4号 虚偽の陳述に対する告発について
- 日程第6 閉会中の継続調査並びに継続審査について

開 会 午前10時17分

**石井議長** ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、平成21年第3回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、平成21年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会も、議員各位の格段のご協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますようお願いを申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

本臨時会に提出する議案は、議事日程記載の日程第3から日程第5までの3議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

以上で報告を終わります。

なお、報道関係者から、写真、テレビ等撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。

よって、議場内の撮影を許可することに決定いたしました。

ここで山下市長から、招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

**山下市長** おはようございます。本日、平成21年第3回葛城市議会臨時会の招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今回の臨時会の招集につきましては、地方自治法第101条第2項及び第4項の規定に基づき、市議会臨時会を招集させていただいたところでございます。案件につきましては、新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の最終報告について等をご審議願うところでございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。よろしくお願いたします。

**石井議長** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番、吉村優子君、11番、岡島辰雄君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、議会運営委員長から報告を願います。

4番、藤井本君。

**藤井本議会運営委員長** 平成21年第3回葛城市議会臨時会に当たり、去る8月28日に議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず、議事日程及び審査方法でございますが、日程第3、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の最終報告につきましては、上程し、委員長報告を受け、質疑を行い、討論、採決を行います。

次に、日程第4、発議第3号と日程第5、発議第4号の2議案につきましては、1議案ごとに上程し、その内容説明を受け、質疑を行い、討論、採決を行います。

最後に、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期は本日9月1日の1日といたします。

以上、報告といたします。

皆様のご理解をお願いいたします。

**石井議長** ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、議案審議を行うことにいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時24分

**石井議長** これより議案審議に移ります。

日程第3、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の最終報告についてを議題といたします。

本案につきましては、昨年9月に調査特別委員会を設置し、付託されておりますので、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の調査を終了し、報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

6番、阿古君。

**阿古葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員長** 平成20年9月8日の臨時議会におきまして、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会に付託されました調査事項につきまして、委員会を14回、打ち合わせ等を42回開催し、その実態を明らかにすることを目的に慎重に調査を行い、平成21年8月27日開催の特別委員会において最終報告書がまとまりましたので、ただいまより、その概要についてご報告申し上げます。

配付いたしております葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会報告書に基づき報告いたしますが、報告書が81ページにもわたり、時間の都合上、証言部分などにつ

きましては朗読は省略し、概要の報告といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

説明に入る前に、報告書の記述に誤りがございましたので訂正をお願い申し上げます。報告書の34ページ、5行目「夜間のごみの不法持ち込みについては、本人、岡本前副市長、芳野前次長も否認しているが」の文中、本人については、亀井職員には確認していないことが判明し、記述は誤りであることから、「本人」の2文字を削除願ひます。

それでは、報告書に基づき結果報告をいたします。

葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会報告書。

1、調査の趣旨。葛城市新庄クリーンセンターの職員の異常な超過勤務手当の支給に端を發し、同センターにかかわる①運営全体の状況と問題点等について、②公文書公開請求に対する開示基準等について、③勤務実態の把握と職場環境の改善について、④当委員会開設に至るまでの新聞報道の内容の真偽についての疑惑の検証を行う。

2、調査特別委員会の設置。(1)設置決議。平成20年9月臨時議会、地方自治法第100条第1項の調査権を新たに設置した葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会に付託し、同法第98条第1項の権限を委任した。(2)委員会の定数9人。(3)委員長、副委員長、委員の指名。委員長、阿古和彦、副委員長、南 要、委員、西井覚、委員、吉村優子、委員、川辺順一、委員、川西茂一、委員、下村正樹、委員、岡島辰雄、委員、高井悦子。

3、調査事件。調査事項1)葛城市新庄クリーンセンター運営に関する事項、2)葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項、3)葛城市新庄クリーンセンター職員の超過勤務の是非と職場環境の改善に関する事項、4)葛城市新庄クリーンセンターにかかわる新聞報道等の真偽に関する事項。

4、委員会の開催状況。これは別表にとじております。委員会を14回、打ち合わせや聞き取りなどを42回行いました。

5、証人、参考人、執行機関の出頭等。(1)証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項、ア葛城市葛木●●●、芳野隆一、前新庄クリーンセンター次長であります。証言を求めた事項、平成21年4月30日、(1)タイムカードの代押しについて、(2)新庄クリーンセンター職員の中抜けについて、(3)塗装業者のペイント缶の焼却について、(4)ごみ焼却処理施設運転管理業務委託会社社員との職場内のトラブルについて、(5)毎週日曜日の炉内清掃について、(6)ごみ焼却処理施設運転管理業務委託会社からの改善要望について。イ葛城市中戸●●●、杉村宏、前新庄クリーンセンター所長であります。証言を求めた事項、平成21年5月19日、(1)ごみ焼却処理施設運転管理業務委託会社からの改善要望について、(2)タイムカードの代押しについて、(3)新庄クリーンセンター職員の中抜けについて、(4)当該職員の行動実態の把握について、(5)塗装業者のペイント缶の焼却について、(6)ごみ焼却処理施設運転管理業務委託会社社員との職場内のトラブルについて、(7)毎週日曜日の炉内清掃について。ウ葛城市林堂●●●、中島克比虎、元秘書課長、証言を求めた事項、平成21年6月15日、(1)葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項について。エ葛城市新庄●●●、米田芳昭、前企画部長であります。証言を求めた事項としては、平成21年6月15日、(1)葛城市新庄クリーンセンター職員の時

間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項について、(2) 炉内の委託契約に係る改善要望に関する事項。オ葛城市北花内●●●、吉川弘明、元企画部長であります。証言を求めた事項、平成21年6月15日、(1) 葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に関する事項について。カ葛城市加守●●●、杉岡富美雄、前市民生活部長であります。証言を求めた事項、平成21年7月6日、(1) 葛城市新庄クリーンセンターの業務及び運営について。キ葛城市新村●●●、岡本吉司、前副市長であります。証言を求めた事項、平成21年7月6日、(1) 葛城市新庄クリーンセンターの業務及び運営について。ク葛城市北花内●●●、吉川義彦、前市長でございます。証言を求めた事項、平成21年7月6日、(1) 葛城市新庄クリーンセンターの業務及び運営について、ケ葛城市笛堂●●●、亀井健二、前新庄クリーンセンター職員であります。証言を求めた事項、平成21年7月6日、(1) 業務内容とその実態について、(2) タイムカードの代押しについて、(3) 中抜けについて、(4) 塗装業者のペイント缶の焼却について、(5) ごみ焼却処理施設運転管理業務委託会社社員との職場内のトラブルについて、(6) 毎週日曜日の炉内清掃について、(2) 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項であります。ア森川重裕、元新庄クリーンセンター所長であります。意見を求めた内容、平成21年2月24日、(1) 葛城市新庄クリーンセンター運営に関する事項、(2) 葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項、(3) 葛城市新庄クリーンセンター職員の超過勤務の是非と職場環境の改善に関する事項、(4) 葛城市新庄クリーンセンターにかかわる新聞報道等の真偽に関する事項、イ中尾知好、元新庄クリーンセンター次長であります。意見を求めた内容、平成21年2月24日、(1) 葛城市新庄クリーンセンター運営に関する事項、(2) 葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項、(3) 葛城市新庄クリーンセンター職員の超過勤務の是非と職場環境の改善に関する事項、(4) 葛城市新庄クリーンセンターにかかわる新聞報道等の真偽に関する事項。ウ坂口順一、新庄クリーンセンター職員であります。意見を求めた内容、平成21年2月24日、(1) 葛城市新庄クリーンセンター運営に関する事項、(2) 葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等にかかわる公文書公開請求に関する事項、(3) 葛城市新庄クリーンセンター職員の超過勤務の是非と職場環境の改善に関する事項、(4) 葛城市新庄クリーンセンターにかかわる新聞報道等の真偽に関する事項。

(3)、執行機関として出席を求めた者、説明の概要です。ア吉川義彦、平成20年10月14日、前市長であります。百条委員会設置の経緯について、市長の管理責任について、縦割り行政について、イ岡本吉司、平成20年10月14日、前副市長であります。百条委員会設置の経緯について、ウ米田芳昭、平成20年10月14日、元企画部長、新聞に掲載された経緯について、エ杉岡富美雄、平成20年10月14日、前市民生活部長であります。オ芳野隆一、平成20年10月14日、前新庄クリーンセンター次長であります。公文書開示にかかわる資料提出について、超過勤務手当支給の実態について。

(4)、協議会で参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項であります。ア上総総務部長、平成21年4月23日、ごみ焼却処理施設運転管理業務委託会社の部長であります。提出資料の説明について。イ北川業務部長、平成21年4月23日、ごみ焼却処理施設運転管理業務

委託会社の部長であります。提出資料の説明について。

(5)、協議会で執行機関として出席を求めた者、説明の概要です。ア正田貴一、平成20年11月12日、前秘書課長であります。提出記録の説明について。イ芳野隆一、平成20年11月12日、前新庄クリーンセンター次長であります。提出資料の説明について。ウ吉川正人、平成20年11月12日、秘書課長補佐であります。提出記録の説明について。エ大武勇吉、平成20年12月11日、総務部長であります。個人情報保護審査会の答申について。オ河合良則、平成20年12月11日、総務財政課長であります。個人情報保護審査会の答申について。カ森岡偉晃、平成20年12月11日、総務財政課長補佐。個人情報保護審査会の答申について。キ正田貴一、平成20年12月11日、前秘書課長であります。個人情報保護審査会の答申について、提出資料の説明について。ク芳野隆一、平成20年12月11日、前新庄クリーンセンター次長。個人情報保護審査会の答申について。提出記録の説明について。ケ吉川正人、平成20年12月11日、秘書課長補佐です。個人情報保護審査会の答申について、提出記録の説明について。コ芳野隆一、平成21年2月13日、前新庄クリーンセンター次長、新庄クリーンセンター運営に関する説明について。サ津本佳成、平成21年2月13日、新庄クリーンセンター主査、新庄クリーンセンター運営に関する説明について。シ米田伊佐子、平成21年2月13日、新庄クリーンセンター主査、新庄クリーンセンター運営に関する説明について。ス中尾知好、平成21年2月17日、元新庄クリーンセンター次長、新庄クリーンセンター運営に関する説明について。セ森田源千代、平成21年2月17日、前當麻クリーンセンター所長、新庄クリーンセンター運営に関する説明について。ソ津本佳成、平成21年2月17日、新庄クリーンセンター主査、新庄クリーンセンター運営に関する説明について。

(6)、記録、資料の提出であります。(1) 法第100条第1項で提出を求めた記録は別表にとじております。管理委託会社に対して、ア平成21年4月16日依頼、3件請求しております。執行機関に対しましては、ア平成20年10月1日依頼、13件請求しております。イ平成20年10月14日依頼、2件請求しております。ウ平成21年4月16日依頼、3件請求しております。エ平成21年5月14日依頼、1件請求しております。(2) 法第100条第10項で提出を求めた記録はございません。(3) 参考人から提出を求めた資料、自主的に提出した資料はありません。(4) 執行機関に提出を求めた資料、自主的に提出した資料はありません。

(7)、委員派遣はございませんでした。

(8)、調査の内容と結果。調査内容、本件調査事項においては、決算特別委員会の質疑から始まり、公文書の公開、新聞報道等により、新庄クリーンセンターの業務についてその実態を明らかにすることを目的に、本調査特別委員会が設置され、その解明に向け、説明員の説明、参考人の答弁及び証人の証言を求め、4項目の大きな調査項目に分けてそれぞれ次の点に重点を置き、調査を行った。1、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する事項。クリーンセンターの運営全体の現状と問題点について、施設の管理運営を初め、市の組織の体制について、市職員への指揮監督と綱紀粛正について、2、葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項、情報公開条例にのっとった公文書の公開ができていたのか、3、葛城市新庄クリーンセンター職員の超過勤務の是非と職場環

境の改善に関する事項、当該職員の勤務実態の把握と超過勤務の是非について、4、葛城市新庄クリーンセンターにかかわる新聞報道等の真偽に関する事項、当委員会の設置までに報道された内容が調査の結果どうであったかであります。

以上、各項目について、調査の経緯と内容が9ページから56ページの中段まで続きます。各項目ごとに調査事項の問題点と委員会での調査結果等を記載しておりますが、時間の都合上、読み上げは省略させていただきたいと存じます。

56ページをお開きください。調査事項に対する改善意見及び総括。

#### 1、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する事項について。

昭和48年に開設された新庄クリーンセンターは、長く直営体制で運営される中で、平成14年度にダイオキシン対策の改修工事を行い、炉の操作の研修を受け、2人の職員と4名の管理委託会社社員で運営を行ってきた。その後、平成17年度末に職員1名が退職して、1人で炉の管理をする状況の中で、異常な超過勤務を初めとする委託会社社員とのトラブルなどが問題となってきた。平成16年10月1日に新庄町と當麻町が合併をして葛城市が誕生し、環境行政は市民生活部長、環境課長、新庄クリーンセンター所長、當麻クリーンセンター所長による体制で業務を行っていた。両地区のクリーンセンター施設において、ごみ収集及びごみ焼却処理を業務運営してきた。合併後とあって、それぞれ業務形態の違いを引きずった運営であったと考える。

新庄クリーンセンターでは、所長、次長のもとで一般事務職、ごみ収集業務、し尿収集業務及びごみ焼却業務があり、委託管理会社から社員も加えて業務を行っている。一方、當麻クリーンセンターでは、所長のもとで一般事務職、ごみ収集業務、リサイクル業務を行い、炉の管理は完全委託で業務を行っている。

葛城市の組織体制は市長、助役、現副市長のもと、部長、課長、所長等それぞれ上司の命に従い業務に専念することとなっているが、本件の問題は、新庄クリーンセンター所長から担当部長である市民生活部長を飛ばし、副市長、市長に報告、相談を行い指示を受けていることである。

岡本前副市長は、旧當麻町の職員だった杉岡市民生活部長は新庄クリーンセンターの今までのやり方がわからないと思い、直接、新庄クリーンセンター所長の相談に応じていたと証言している。このようなことでは、組織として指揮命令系統が成り立たず、責任の所在も不明となる。こうしたことを部長に同席を求めず副市長が行っていたことは、組織を無視した行為であり、新庄クリーンセンターに何か知られたくないものがあり、あえて部長を外したと思われる点もあり、今後の行政運営には指揮命令の確立を図る必要がある。

また、当施設の管理運営については、証言にもあるよう、現場の職員は採用から同じ職場で勤務するので、事務職である管理職は人事異動でかわってきて、現場のことはわからない状況で業務を遂行するのに、技術面でどうしても現場主導にならざるを得ないことの理解はできる。しかし、所長としてクリーンセンターの職員の安全に注意を払い、事業場を正常に運営する責任があるのに、職員の業務や勤務状況の把握が全くできていないとしか言いようがないくらいの無責任な証言、また副市長等上司に報告、あるいは相談しても改善しなかつ

たことは、管理者としての職責の重さの認識不足が起因しているのではないかと考えられる。

次に、運転管理業務委託について、以前から完全委託の形態への要望が委託会社からなされていたが、市職員とともに運転をする形態を続けてきた。全てが亀井職員とのトラブルが原因とは言えないが、委託会社社員の交代が激しく、改善がなされないと継続できないとの申し入れに、副市長及び市長は、要望は受けたが書類は見たことがないとし、その後、改善が得られないことで委託会社が撤退した。その後において、新たな管理会社との契約内容は、完全委託の形態で契約を締結したことは非常に疑問である。以前から完全委託への契約を要望していた会社で、完全委託にしなかったことも疑問に感じるものである。

また、亀井職員の圧力や父親である市議会議員の圧力があつたのではないかとの疑惑については、芳野前次長や杉村前所長、岡本前副市長は、圧力はなかったと証言しているが、平成20年1月末から2月に、当該職員及びその父親が管理会社に当時の所長、次長が同席のもと、どなり散らしていたこともあつたと思うとの杉村前所長の証言から考えて、圧力という言葉が適当であるかどうかは疑問だが、圧力はなかったということは考えにくいものである。

調査を進める中において、亀井職員が友達に頼まれてペイント缶を焼却した処分数は600缶と60缶程度との違いはあるが、亀井職員も焼却したことを認め、産業廃棄物処理法に抵触した違法な処理を職員が行ったことは明らかであるのに、懲罰委員会等も設けずに、岡本前副市長から注意だけで済ませていることも不適切な処分であつたと言える。市長はさらに内部調査を行い、真相を究明し、適切な処分を行うことを望むものである。

なお、亀井職員の異常な言動で始まったことも含め、委託会社から改善要望が何度も市に対して行われても、所長、副市長及び市長は新庄クリーンセンターの改善に向け適切な対応をとらなかったことについては、関係者に対し猛省を促すものである。

2、葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項について。

当委員会を設置することになった発端は、平成18年度決算特別委員会において、職員の超過勤務手当の質疑で年間200時間を超える職員が50名いたという答弁から、住民からの公文書の公開請求や市議の資料請求がなされ、その資料には特定の者の情報が欠落するなど、新聞報道などで組織的な隠蔽への疑惑が膨らみ、異常な超過勤務の実態が明らかになったことである。情報公開制度の設置目的を踏まえ、市民への説明する責務として、実施機関は個人に関する情報の保護を最大限配慮して運用すべきとされ、本件においては職員の給料に当たり、個人の情報を保護する必要から非開示として判断された。公文書や資料を請求に基づき開示する場合、一部の非開示部分等がある場合は説明されるのが普通であり、その明記や説明がなければ、単に隠したと思われてもおかしくないとする。調査の過程で当委員会が市長に求めた資料がないとの理由で提出がなく、一方、委託会社からは市側に提出した書類として資料提出があつた。また委託会社の社員の名簿を市長に求めたが、当初は氏名、住所、電話番号が個人情報に当たるとして資料提出を拒み、再度請求により提出した。岡本副市長は、不存在の書類に対し、そんな書類は見たことがないと証言をしており、役所としての公文書の管理と個人情報の保護の解釈に疑問を呈するものである。

以上のことから、公文書の公開請求に関する疑問については、市は異常な超過勤務の実態を把握し、そのまま公開した場合の説明が難しいと判断し、決算額との相違もあるままで部分的に抜いた情報を出したものと推測するものであり、市の姿勢を疑うものである、市民の参画により開かれた市政を進めるには、情報公開制度の目的を踏まえ、市民への説明する責務と、個人に関する情報の保護を最大限配慮して適切に運用されることを期待する。

3、葛城市新庄クリーンセンター職員の超過勤務の是非と職場環境の改善に関する事項について。

まず初めに、この新庄クリーンセンターは、労働基準監督署長の許可を受けておらず、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項、「任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号——焼却、清掃又はと畜場の事業——までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。」に明らかに違反しており、地方公共団体として法令遵守をしなければならなかった。そして超過勤務の是非ということでは、職員の退職により亀井職員が1人で炉の運転管理業務を遂行していたことになれば、超過勤務時間がふえることは予想できたことであるにもかかわらず、日曜日の炉内清掃を毎週に変更することなど仕事量をふやしたことや、1,645時間という異常な残業時間を引き起こした。この1,645時間の超過勤務については、タイムカードの代押しや中抜けなどから、実際に勤務をしていなかった分も含まれていたことが明らかになった。このようなことから、亀井職員の1,645時間の超過勤務の実態については認められないと判断した。しかし、具体的にどれだけの時間が認められないかということについては、調査の限界もあり、明記することはできなかった。また、毎週日曜日の炉内清掃については、クリーン化等の清掃作業の重要性を考えると、仕方がないという意見はあったものの、果たして毎週する必要があったかどうかについては、現在は完全委託で二、三週間に1回、月曜日に炉内清掃をしており、特に大きなトラブルも起きていないことなどから、その必要性があったと判断することはできない。

次に、新庄クリーンセンター全体の職場環境の改善ということでは、平成18年4月から1人の職員と委託会社職員4名に16時間の炉の運転管理業務を任せていたが、直営方式で炉の運転管理を維持していくのであれば、1人に任せたことは間違った選択であったと思われる。また、休憩時間は、業務の進み具合により自分の判断でとることができることや、年次休暇の書類の提出や超過勤務命令簿の作成は事務職員が全て処理している点などは、昔からの慣例で誤った事務処理がされていた。これらについては市条例ほか関係法規に則した形に是正しなければならない。

そして、今回の調査において最も驚かされたことは、この新庄クリーンセンターのずさんな管理体制である。幾ら業務を遂行しているのは職員で、仕事の内容を熟知しているからという理由で言いなりになったり、前任からの引き継ぎということで何もしないというのは大きな問題であった。管理職による管理監督責任の欠如が原因で、誤った理解や行動が是正さ

れず、このような問題に発展したと言える。市長、副市長を含めた管理職の責務は重大であり、再発の防止に努めるためにも、ほかの部署も含めて、管理監督の徹底指導を求めるものである。

4、葛城市新庄クリーンセンターにかかわる新聞報道の真偽に関する事項について。

調査特別委員会が設置されることにつながる異常な時間外勤務手当の支給問題、職員の中抜けの疑惑及び公文書の公開における矛盾について新聞報道が行われたことにより、市民の関心が高まり、疑惑の真相解明に向け調査を行うことになった報道内容について検証した。委員会は、報道された前述した3点の疑惑について調査を行った。

まず、ごみ焼却施設、新庄クリーンセンターの男性職員1人に対し、平成18年度の1年間に1,645時間もの異常な時間外勤務手当を支給した問題では、毎週日曜日の炉内清掃については、クリーン化等の清掃作業の重要性を考えると仕方がないという意見はあったものの、果たして毎週する必要があったのかどうかについては明確な答えが出ていないが、現在は完全な業者委託で、2週に1回、月曜日に炉内清掃をしており、特に大きなトラブルも起きていないことなどから、毎週日曜日の炉内清掃の必要性があったと判断することはできない。

また、タイムカードの代押しも明らかになり、1,645時間の時間外勤務手当の支給は正当なものではなかったと考える。新庄クリーンセンター職員の中抜け疑惑については、亀井職員は前任者からの引き継ぎということで休憩時間にパチンコへ行っており、それ以外は休暇をとって行っていたとの証言の中で、16時間勤務のうち通常8時間と超過勤務4時間の残り4時間については、自分の都合でいつでも休憩できるという主張をしているが、当然休憩に入るときには上司に報告をするか、タイムカードを押して休憩時間を明確にする必要があるので、この証言については理解することができないと考える。

市民が情報公開で取り寄せた資料に矛盾点が多いことについては、本件においては職員の給与に当たると個人の情報を保護する必要性から一部非開示または非開示として判断された。公文書や資料を情報公開請求に基づき開示する場合は、一部の非開示部分等がある場合は説明されるのが普通であり、その明記や説明がなければ、単に隠したと思われてもおかしくないと判断する。以上のことから、新聞報道の真偽については、おおむね間違いがなかったと判断するものである。

終わりに、当委員会は葛城市新庄クリーンセンター職員の異常な超過勤務手当の支給に端を発し、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する事項、葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項、葛城市新庄クリーンセンター職員の超過勤務の是非と職場環境の改善に関する事項、葛城市新庄クリーンセンターにかかわる新聞報道等の真偽に関する事項について調査を行い、あわせて証人尋問や参考人質疑を行った。

調査を進める中では、原因は亀井職員の業務体制と職場の管理体制の弱さが異常と言える時間数の超過勤務手当の支給につながったものであると考える。当該センターは以前から職員組合が組織され、現在まで団体交渉等を行い、職場の改善がなされてきた経緯もあり、他部門とは違い、特別な部分があったように思われる。そこに亀井職員がアルバイト職員、そ

して正規職員となり、もともとセンターの管理職は職員への業務命令が出にくい環境にあるのに、亀井職員の父親が議会議員であることから、さらに思うようになってしまったのではないかと、上司へ報告しても、なかなかよい返事は返ってこなかったと思われる。このような状況において、何も改善できず、委託会社の社員は何人も退職や転属を繰り返し、最後には委託会社も撤退するという最悪な結果となったものとする。また、本市の職員においても、杉村所長の早期退職を決意された原因かもわからない。当委員会として、慎重かつ積極的に調査を行ったものの、時間の制約や制度上の課題もあって、確固たる結論を得ることができなかったものや、真相の解明に至らず、推測の域を出なかったものも多い。また、当委員会において調査を行った以外でも、各施設の運営や諸事業の推進に合併時の課題がまだ解消されていない部分など、取り組むべきところが多くあると考える。

なお、これらについては当委員会は地方自治法第100条に規定する調査権を有するが、その調査権にもおのずと限界があり、これ以上の調査については困難であるとする。しかしながら、調査を重ねる中で、市に内包する多くの課題、問題点を指摘することができたものとする。本件調査事項である新庄クリーンセンターの運営は、平成20年5月から委託会社が変わり、完全委託となり、炉の運転業務に関してはもう既に業務環境は改善されているが、施設の管理体制を初めとし、行政サービスの各部門における管理監督及び組織としての機能が適正に働く体制づくりの推進が課題といえる。

葛城市が市民に愛され、住みよい町となるよう、市の行財政の状況について、議会及び市民に対し、積極的、明確な情報公開や説明責任に努め、適切な財政執行を図るため、さらなる監査体制を強化しなければならない。

この報告書をもって当委員会に付託された調査については終結するが、市当局は指摘された問題点を真摯に受けとめ、問題解決に当たるとともに、調査過程において明らかになった事項に対し、不当利得の請求や違法行為に対する告発など、法的処分を望むものである。また、議会や市民に対し、その結果を公表し、再発防止に万全を期されたい。

最後に、当委員会の調査に格段のご理解とご協力を賜った全ての関係者の皆様に、衷心より感謝申し上げます。

以上で、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の最終報告といたします。

9、証言拒否等。(1)証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況、なし、(2)証人の証言拒否の状況、なし、(3)虚偽の証言、自白の状況、第13回委員会亀井健二の証言、①「僕、仕事をしている相手に対していきなり暴言を吐いたり、いすを投げたりと、そういうふうにしたことはございません。」、②「自分がそのセンターの中にいないのに、押しといてという、タイムカード押しといてという依頼はしたことないです」、③「中抜けの事実はなく、給料として反映するその時間は、必ずそれだけの時間の量はちゃんと仕事をしていた。」、④「クリーンセンターのそういう仕事というのは、朝、立ち上げてから火を落とすまで、これ、途切れないわけですよ。ですから、トラブルを起こしたり、そういうことで通常の基本となる部分に張りつけになってしもうたときには、休憩時間をずらしてとってええよと、これ前

任からそういう感じで来ているので、それを勘違いされたと思うんですけど、クリーンセンター自体はそういう感じで認められておったと私は理解しておりますけども。」。第13回委員会岡本吉司市長の証言、①「先ほど言いましたように、私はその文書を見た記憶はございません。いわゆる、いろんな中で、私、記憶薄れとるかわかりませんが、協議する中で、そういうふうな話とか、中に出てきておったかもわかりませんが、文書は見ておりません。」、②「岡島議員の質問につきましては、下村議員、高井議員さんに答弁したとおりでございます。(4) 記録の提出拒否の状況、なし。(5) 宣誓拒否の状況、なし。

10、告発。(1) 告発の状況、なし、(2) 告発取り下げ、なし。

11、調査経費。調査経費につきましては、別表に記載しております。調査経費の追加といたしまして、平成20年度が45万6,704円、平成21年度が76万2,820円、これは8月21日現在でございます。合計121万9,524円。

12、その他。証人に対する公示送達、なし。その他、なし。

別表といたしまして、第14回までの百条委員会の日程並びに34回を数えました協議会、並びにそれ以外にしました等の日程を記載しております。同じく、別表に提出されました資料の一覧等を記載しております。

以上をもちまして、百条委員会の最終報告といたしたいと存じますが、1年間にわたりまして9名の委員におかれましては、時間の少ない中、ほぼ1週間に1度というハイペースで委員会を開いていただきましたことを心から御礼申し上げまして、委員長としての最終報告にさせていただきます。ありがとうございました。

**石井議長** 以上で報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会調査報告書についてを採決いたします。

ただいま委員長から概要説明がありました本報告書を最終報告書とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。よって、本報告書を最終報告書とすることに決定いたしました。

日程第4、発議第3号議案を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

6番、阿古君。

阿古議員 虚偽の陳述に対する告発について、議案を提出させていただきたいと存じます。

上記の議案を別紙のとおり、葛城市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年9月1日提出。

提出者、葛城市議会議員、阿古和彦。

賛成者、議会議員、西井覚、川辺順一、南 要、川西茂一、岡島辰雄、吉村優子、高井悦子、下村正樹。

葛城市議会議長 石井文司殿。

議案について朗読いたします。

虚偽の陳述に対する告発について。

標記のことについて、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会において、下記証人に対し証言を求めたところ、虚偽の陳述をしたものと認められるので、地方自治法第100条第9項により告発する。

#### 記

##### 1、告発を求める証人の氏名及び住所

亀井健二、奈良県葛城市笛堂●●●

##### 2、偽証と認められる証言

1、ごみ焼却施設運転管理委託会社員に対し暴言を吐いたり、暴力的なことはなかったとする証言。平成21年7月6日第13回委員会での証言、委員会会議録100ページ15行目になります。「僕、仕事をしている相手に対して、いきなり暴言を吐いたり、いすを投げたり、そういうふうにしたことはございません。」

1-1、偽証と判断できる理由。委託会社員に対する暴言や暴力的なことについては、委託会社の提出資料にある亀井職員の動向について、当時の杉村所長や芳野次長は、時には声を荒らげたり、社員に向かっていすを投げたりということもあったと証言しており、この事実について確認ができています。また、委託会社の提出資料にある退職時の面談記録にも「職員に怒られる、怖い」と記載されている。このことが、委託会社員が暴言や暴力的な行為を受けていたことを物語っており、亀井職員が宣誓して行った証言は虚偽であると判断するものである。

1-2、偽証と判断した根拠となる証言。芳野隆一氏の証言。第7回委員会会議録26ページ18行目「暴言なり、いすを投げた。実際いすを投げたというのは、社員さんのほうから聞きました。社員のほうでも一応責任者、班長と呼ばれる方がおりまして、その班長と職員との間で運転のやり方の意見の相違で平成18年の夏前ぐらいでしたか、中央操作室で、狭い中央操作室なのやけど、その場で言い合いになって、職員が座っていたいすを机にぶつけたというふうに、その班長から後日聞かされました。」。杉村宏氏の証言、第9回委員会会議録26ページ3行目、「これも先ほど来の質問と一緒に現認しておりませんが、トラブルはあったと聞いております。」。杉村宏氏の証言、第9回委員会会議録26ページ17行目、「先ほど来、答弁しておりますよう、現認しておりませんが、そのようなことは聞いています。計器が壊れたということは、ちょっと聞いておらないと思いますねんけど。はい。」。

2、超過勤務命令簿がなく、時間外勤務手当の根拠となるタイムカードの代押しを委託会社社員に代押しをさせたことはなかったとする証言、平成21年7月6日第13回委員会での証言、委員会会議録84ページ12行目「自分がセンターの中に入れていないのに、タイムカード押しという依頼はしたことがないです。」

2-1、偽証と判断できる理由。この代押しの事実については、当時の芳野次長が委託会社社員による代押しの現場を一度目撃し、亀井職員に注意したことや、委託会社に提出を求めた資料では、代押しは日常茶飯事と記されていることから、代押しがあったことは間違いがなく、亀井職員の宣誓をして行った証言は虚偽であると判断するものである。

2-2、偽証と判断した根拠となる証言。芳野隆一氏の証言。第7回委員会会議録17ページ23行目、「そういうわさが出まして、実際、私、現場を押さえたというか、見ましたので、職員にその辺は注意いたしました。」。芳野隆一氏の証言、第7回委員会会議録13ページ24行目「私が見たのは、朝、午前7時ごろでしたか、で、委託会社の社員さんがタイムカードのところで彼のタイムカードをついたのを見ましたので、先ほど申しましたように、当該職員にその辺は注意いたしました。」。杉村宏氏の証言、第9回委員会会議録9ページ9行目「見ておりませんが、そういうことはあったと聞いております。」。杉村宏氏の証言、第9回委員会会議録10ページ21行目「受けております。」。杉村宏氏の証言、第9回委員会会議録10ページ35行目「派遣社員の代押しがあったということは、見ていないので、あったと思いますという答弁をしました。それで、芳野次長からこんなありましたよということで聞いたことがあります。」。杉村宏氏の証言、第9回委員会会議録12ページ15行目「そうだったと思います。そうだったと思います。」。

3、平成18年度で1,645時間、平成19年度で1,335時間の時間外勤務について、実際仕事をしており、勤務時間中にパチンコや魚釣りに行ったりしたのは休憩時間中で、中抜けでないとする証言。平成21年7月6日第13回委員会での証言、委員会会議録92ページ11行目「私の認識では、給料として反映する時間は、必ずそれだけの時間の量といいますか、それはちゃんと仕事をしておったという認識です。」。平成21年7月6日第13回委員会での証言、94ページ24行目「クリーンセンターのそういう仕事というのは、朝立ち上げてから火を落とすまで、これ、途切れないわけですよ。ですから、トラブル起こったり、そういうことで通常の基本となる部分に張りつけになってしもうたというときには、休憩時間をずらしてとつてもええよと、これ前任からずっとそういう感じで来てるので、それを勘違いされたと思うんですけど、クリーンセンター自体はそういう感じで認められておったと私は理解しておりますけども。」。

3-1、偽証と判断できる理由。当時の杉村所長が亀井職員の跡をつけていき、パチンコ店に車がとまっていることを確認していることについては、亀井職員は「それは休憩時間中であつたので、中抜けにはならない。」と証言しているが、それは言いわけにしかとれず、これは間違いなく中抜けの現場を確認したものであると判断する。また、委託会社から提出された資料に記されている亀井職員がパチンコ等に行った日時と亀井職員の年次休暇簿を照合した結果、その全てが休暇をとって出かけていったものではなかったことが判明している

ことから、中抜けの事実があったことは明らかである。これらの日曜日の炉内清掃の必要性や実態、中抜けの事実についての証言や証拠書類の照合などから、亀井職員が宣誓して行った証言については虚偽であると判断するものである。

また、この件に関しては、中抜けの事実だけでなく、タイムカードの代押しについても関係しており、タイムカードの代押しを委託社員に頼み、その間に中抜けをしたとの判断をしたことから、虚偽の証言であることは言うまでもない。

3-2、偽証と判断した根拠となる証言。芳野隆一氏の証言、第7回委員会会議録12ページ13行目「委託会社から聞きますところですね、職員の勤務時間の中の釣りとかパチンコとかに出向いているといううわさがございました。」。芳野隆一氏の証言、第7回委員会会議録18ページ22行目「1,645時間のタイムカードですね、高井委員さんのおっしゃっておられますように、当然その中抜けがあったとすれば、その数字も疑わしいところがございます。」。芳野隆一氏の証言、第7回委員会会議録17ページ11行目「高井委員がおっしゃられたように、確かにそれだけの頻度をタイムカードをついて出ていっていたのか、その辺の突合はしておりませんが、かなりの頻度ですので、ひょっとしたら全部が全部休暇でなかったんじゃないかというふうに思います。また、その運転員さんと一緒に出かけるということもですね、先ほどの運転員さんの交代は15時ぐらい、早番の人でしたら午前からお昼過ぎぐらいまで、そこから自分が休暇をとって連れて出ていいかもしれませんけれども、その辺の時間帯がわかりませんし、その頻度的に言ってどうかなというところで、私も本当にそうなのかと言われたら、とてもそうともよう言い切りません。また、会社から改善要望の中身も恐らくその辺のほうもおっしゃっておられるだろうと。」。杉村宏氏の証言、第9回委員会会議録7ページ30行目「中抜けはあったと思います。」。杉村宏氏の証言、第9回委員会会議録15ページ4行目「はい、そんなこともありました。」。杉村宏氏の証言、第9回委員会会議録13ページ31行目「そういうことを今おっしゃられたことを聞きました。」

以上にて、議案の朗読を終わります。

慎重なご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**石井議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

**白石議員** 葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会において、虚偽の陳述をしたものと認められ、地方自治法第100条第9項により告発され、ただいま提出されている発議第3号の虚偽の陳述に対する告発について、賛成討論を行います。

新庄クリーンセンターの職員の異常な超過勤務手当の支給に端を発し、平成20年9月臨時会において設置された百条調査委員会がこの1年間で委員会を14回、42回に及ぶ打ち合わせ

や聞き取りなどを行い、本臨時会に委員会報告並びに告発の発議にこぎつけられたことは、新庄クリーンセンターの業務管理体制はもとより、葛城市の行政全般における適正・適法な執行体制の確立、さらに中抜けを初め、一連の疑惑解明と問題の解決に議会としての機能、役割を発揮して、市民の期待にこたえるものであります。1年間の調査活動に労苦をいとわない真剣な取り組みに対して敬意を表するものであります。

さて、虚偽の証言として告発されています運転管理委託社員に対し暴言を吐いたり、暴力的なことはなかったとする証言、及びタイムカードの代押し、休憩中で中抜けはなかったとする証言は、いずれも委託会社社員の証言、記録、前センター所長や次長などの複数の証言からも明らかであります。原因があろうがなかろうが、公務労働の中で、暴言や暴力的な行為はあってはならないことであります。複数回代押しがあったということは、依頼や双方の合意がなければあり得ないことであります。休憩中であろうとも、パチンコなどに出向くなどの中抜けの行為は、職務の遂行に何らかかわりのないものであり、前例、慣行として認められないものであり、中抜けそのものと言わざるを得ません。本件の解明は、百条調査委員会の調査権をもっても困難であり、司法の判断にゆだねざるを得ないと考えます。

以上、討論を終わります。

**石井議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第4、発議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第4号議案を議題といたします。

6番、阿古君。

**阿古議員** 虚偽の陳述に対する告発について、上記の議案を別紙のとおり、葛城市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年9月1日提出。

提出者、葛城市議会議員、阿古和彦、賛成者、葛城市市会議員、西井覚、川辺順一、南 要、川西茂一、岡島辰雄、吉村優子、高井悦子、下村正樹。

葛城市議会議長、石井文司殿。

では、議案を朗読いたします。

虚偽の陳述に対する告発について。

標記のことについて、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会において、下記証人に対し証言を求めたところ、虚偽の陳述をしたものと認められるので、地方自治法第100条第9項により告発する。

記

1、証人の氏名及び住所

岡本吉司、奈良県葛城市新村●●●

## 2、偽証と認められる証言

1、ごみ焼却施設運転管理委託業者からの改善要望の話は聞いたが、平成19年6月14日付の要望書など書類については見たことがないとする証言。平成21年7月6日第13回委員会での証言、委員会会議録35ページ24行目「先ほど言いましたように、私はその文書を見た記憶はございません。いろんな中で、私、記憶薄れとるかわかりませんが、協議する中でそういうふうな話とか中で出てきておったかもわかりませんが、文書は見ておりません。」平成21年7月6日第13回委員会での証言、46ページ1行目「岡島委員のご質問につきましては、下村委員、高井委員に答弁したとおりでございます。」

1-1、偽証と判断できる理由。ごみ焼却施設運転管理委託業者から、委託契約をしているにもかかわらず実態は社員が派遣的な扱いをされているため、実態に合った派遣契約案を提示され、平成19年6月14日付の葛城市新庄クリーンセンター契約見直しの検討依頼については、話を聞いたが、書類等は見たことがないとする証言については、当時の杉村所長が委員会において、当時の副市長である岡本証人なり市長に渡したと証言している。このことは、杉村所長がその実態と委託会社からの改善要望を上司に伝えるため、当然要望書をもって説明なり協議を進めるものとする。岡本証人は、新庄クリーンセンター運営に関する諸問題の早期改善に取り組まなかったその責任の軽減を図るため、書類は見ていないとの虚偽の証言を行ったものと判断する。

1-2、偽証と判断できる証言。第9回委員会会議録、杉村宏氏の証言、委員会会議録8ページ12行目、「この書類を当時の副市長なり市長に、もちろんです。渡しております。」以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会において、虚偽の陳述をしたものと認められ、地方自治法第100条第9項により告発され、ただいま提出されている発議第4号の虚偽の陳述に対する告発について、賛成討論を行います。

虚偽の証言として告発されていますごみ焼却施設運転管理委託業者からの平成19年6月14日付の改善要望書などの書類については、見たことがないとする証言についてであります。センター所長の当時の市長や副市長に渡したとの証言は、契約の見直しという重要な案件の決裁を仰ぐ上で、所長としての職責を果たす上で当然の行為であり、真正な証言と考えられます。行政サービスは、事務事業の企画、計画、執行等に当たって、条例や予算の決定、各

種支出負担行為等の手続が不可欠であります。これらの執行手続は、書類、資料に基づいて行われることは周知のとおりであります。運転管理委託会社から平成19年6月1日付の改善要望書により、実態に合った派遣契約案の提示から、平成20年4月1日付の4月15日までに提案事項についてご理解いただけない場合には、5月以降の契約は締結しないとの文書による通知に至る10カ月間もの期間を要する案件、このことは書類は見たことがないとの証言を認めることはできない、信じがたい証言と言わざるを得ないものであります。本件の解明は、百条調査委員会の調査権をもっても困難であり、司法の判断にゆだねざるを得ないと考えます。

以上、討論を終わります。

**石井議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**石井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第5、発議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

これをもって、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査を終了いたします。

日程第6、閉会中の継続審査並びに継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、葛城市議会会議規則第104条の規定により、所管事務についての閉会中の継続調査の申し出が出ております。また、決算特別委員長から、同じく葛城市議会会議規則第104条の規定により、平成20年認第1号についての閉会中の継続審査の申し出が出ております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、所管事務についての閉会中の継続調査とし、認第1号について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**石井議長** ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査並びに継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また格段のご協力をいただきまして、議会運営が極めて円滑に進められましたことに、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本臨時会を閉会するわけでございますが、昨年9月以来、約1年間にわたり、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会委員の皆様には大変ご苦勞をしていただき、理事者側におかれましては、調査報告で指摘のあった問題点や意見を尊重され、再発防止に最善を期されることを望むものであります。

終わりに、我々議会議員18名にとって任期の最後となります9月定例会も、間もなく始まります。平成20年度決算認定議案を初めとする重要案件が多数提案される予定でありますの

で、議員の皆様方の慎重審議に格段のご協力をお願いを申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。閉会のあいさつといたします。ご苦労さまでございました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

**山下市長** 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日開会になりました平成21年第3回葛城市議会臨時会、全日程を終えていただき閉会となりました。今臨時会において報告されましたことを真摯に受けとめながら、再発防止に向けて全職員一丸となって住民の皆様サービスの向上のために努力をしてみたいというふうに思っております。また、ただいま報告がありました当該職員のことにつきましても、行政内の新庄クリーンセンター運営改善委員会におきまして調査を行い、しかるべき対処をさせていただきたいというふうに思っております。また、今後の運営につきましても、しっかりと前向きに努力をしてみたいというふうに思っております。

議員の皆様方におかれましては、特に百条委員会の9名の委員様、本当に1年間ご苦労さまでございました。この結果を踏まえながら、しっかりと我々も葛城市の行政の発展のために努力をしてみたいというふうに思っております。以上で閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

**石井議長** 以上で平成21年第3回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時37分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 石 井 文 司

署 名 議 員 吉 村 優 子

署 名 議 員 岡 島 辰 雄